

# 広報・広聴 1年の記録

(広報 広聴 区民相談 情報公開・個人情報保護 区政資料室)

No. 49

平成28年度

目 黒 区



## は じ め に

目黒区では、「住みたいまち、住み続けたいまち目黒」の実現に向けて、安心して暮らしを営むことができる、活力にあふれた地域社会づくりを推進しています。

社会の成熟化に伴い、価値観やライフスタイルが多様化する中で、区は積極的な情報発信に努め、説明責任を果たし、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、区政への区民参画を促進して開かれた区政運営を進めてまいりました。

近年、区政を取り巻く環境が大きく変化している中で、広報・広聴活動の重要性も増してきております。

この冊子は、平成28年度の広報・広聴活動、区民相談事業、情報公開・個人情報保護などのあらましをまとめたものです。今後の区政を考える資料の一つとしてご利用いただければ幸いです。

平成29年8月

企画経営部

広 報 課

区民の声課



## 目 次

1	広報紙	1
2	パブリシティ	4
3	映像広報等	5
4	ホームページ	5
5	メールマガジン	5
6	ツイッター	6
7	情報公開	7
8	個人情報保護	11
9	区民の声	14
10	区民との懇談	34
11	世論調査	35
12	区民相談	36
13	区政資料室（区政情報コーナー）	38
14	発行物	39



# 1 広報紙

## (1) めぐる区報

広く区民及び事業者等に区の施策や事務事業等を分かりやすくお知らせし、区政への理解と協力を得るとともに、地域に対する関心・興味の向上に資することを目的に、区の行政広報紙「めぐる区報」を発行している。

発行日	毎月5日、15日、25日 (月3回。但し1/5号は休刊)			
発行部数	毎号97,000部			
発行回数	通常号35回、臨時号3回(合計38回)発行 No.1913(平成28年4月5日号)～No.1950(平成29年3月25日号)			
発行内訳	通常号:5日号11回 15日号12回 25日号12回 臨時号:3回(4/10、6/22、7/14)			
仕 様	タブロイド判 <通常号>35回			
	4ページ・2色	23回	5日号(11回)	4/5、5/5、6/5、7/5、8/5、 9/5、10/5、11/5、12/5、 2/5、3/5
			15日号(12回)	4/15、5/15、6/15、7/15、 8/15、9/15、10/15、 11/15、12/15、1/15、 2/15、3/15
	4ページ・2色2ページ +カラー2ページ	1回	25日号(1回)	12/25
	8ページ・2色	1回	25日号(1回)	2/25
	8ページ・2色6ページ +カラー2ページ	7回	25日号(7回)	4/25、5/25、6/25、9/25、 10/25、1/25、3/25
	8ページ・2色4ページ +カラー4ページ	3回	25日号(3回)	7/25、8/25、11/25
	<臨時号>3回			
2ページ・2色	3回		4/10、6/22、7/14	

### ◆特集記事の内容

#### ① 大特集(見開きカラー2ページ)

7/25号	夏休み!親子で触れ合おう
8/25号	もう一度確認しましょう 災害への備え
11/25号	人権週間～多様な人々が暮らす私たちの社会

## ② 臨時号

4/10号	目黒区長選挙
6/22号	参議院議員選挙
7/14号	東京都知事選挙

## ◆配布方法

新聞折り込み (6紙)	82,500部 (平成28年4月5日号～6月25日号は85,650部) (平成28年7月5日号～12月25日号は82,700部) (平成29年1月15日号～3月25日号は82,500部) 朝日、産経、東京、日経、毎日、読売
区施設	総合庁舎(各案内所、区政情報コーナー、広報課窓口)、地区サービス事務所、住区センター、行政サービス窓口、図書館、体育館、社会教育館、包括支援センターなど
駅広報スタンド (15駅16か所)	東急(中目黒、祐天寺、学芸大学、都立大学、自由が丘、緑が丘、大岡山、洗足、西小山、不動前、武蔵小山、駒澤大学、池尻大橋)、京王(駒場東大前)、JR(目黒<2か所>)
スーパー、コンビニ ニエンスストア (25店舗)	東急ストア(8店舗)、イオンスタイル碑文谷店、ファミリーマート(11店舗)他5店舗
金融機関・医療機関・ 団体事務所等 (57か所)	郵便局(24局)、みずほ銀行(4店舗)、信用金庫(17店舗)、救急医療機関(8か所)、子育てカフェ(2店舗)、目黒青色申告会、自由が丘商店街振興組合
その他	新聞未購読者への個別配送サービス(1,767件)

(※数字は29年3月末現在)

## ◆めぐろ区報デージー版

地域団体との協働で「めぐろ区報デージー版」(CD)を作成し、希望する視覚障害者などに配布した。

時 期	23年7月5日号から
利用者数	15人。利用受付は障害福祉課

(※数字は29年3月末現在)

## ◆めぐろ区報音声版

「めぐろ区報デージー版」で作成したデジタルデータを、区ホームページに「めぐろ区報音声版」として、23年8月から掲載している。



## (2) 英文広報紙「Meguro City News」

外国人の区政への理解と協力を得るとともに、区に対する興味・関心の向上および地域交流の促進に資することを目的に、英文広報紙「Meguro City News」を発行していたが、28年4月号で発行を終了した。

発行日	偶数月の1日（28年度は4月のみ発行）
発行部数	5,000部
発行回数	1回 No.310（28年4月号）
仕様	タブロイド版4ページ・1色刷

### ◆主な記事内容

4月号	外国人相談窓口、日本語教室、目黒ユネスコ日本語教室、発行終了のお知らせ、体育館・プールの一般公開、商店街春のイベント情報、安全・安心のために「防犯ブザーの配布」・自転車盗難への注意喚起、狂犬病予防注射、水銀ごみ回収開始のお知らせ
-----	--

〈定例記事〉：区からのお知らせ、イベント情報、MIFA コーナー、美術館・パーシモンホール情報、夜間休日医療機関案内、保健所スケジュール

### ◆配布方法

英字新聞折り込み (2紙)	762部 ジャパントイムズ・インターナショナルニューヨークタイムズ、ザ・ジャパン・ニュース
区施設	総合庁舎（各案内所、外国人相談窓口、区政情報コーナー、広報課、目黒区国際交流協会）、地区サービス事務所、住区センター、行政サービス窓口など
その他	駅広報スタンド・郵便局など

## (3) 職員広報

職員広報 WIND（紙媒体）としては、平成24年3月1日号（第526号）で発行終了。24年度～26年度については、新採職員号（5月）・退職者号（3月）をPDF版で作成しグループウェアにより配信していた。

職員広報 WIND としては、平成26年5月号（第532号）をもって休止となった。

なお、平成27年度は新採職員紹介（5月）をPDFで作成し、グループウェアによる配信を行ったが、平成28年度は全ての作業を終了した。

## 2 パブリシティ

### (1) 新聞社等への記事提供

各新聞社等に対し、区の施策や事業、地域の話題などの記事および情報提供を適宜行っている。

定例会見を7月と10月に実施し、主な施策の進捗状況等を発表した。

2月には、当初予算案の記者会見を毎年行っている。

#### ◆内容別件数

内 容	件 数
区の施策・計画・事務事業など	14
区の行事・催しなど	70
区議会・選挙	1
芸術文化（美術館含む）	13
地域情報	7
その他	24
合 計	129

#### ◆部局別件数

部 局	件 数
企画経営	11
総 務	6
危機管理	2
区民生活	14
産業経済	15
健康福祉	14
子育て支援	7
都市整備	8
環境清掃	4
区 議 会	0
教 育	5
選 挙	8
文化・交流・観光・スポーツ	23
そ の 他	12
合 計	129

※複数の所管が担当する場合があるため、内容別と部局別件数は一致しないこともある。

## (2) マスコミ取材等の対応

新聞・雑誌・テレビ局等からの取材や調査の依頼に対し、調整窓口として、各所管への対応依頼・指示等を行っている。また、新聞・雑誌・テレビ局等マスコミ関係及び区民、団体、企業等からの区政や区に関する様々な情報提供・写真提供などの依頼について対応している。

## 3 映像広報等

### (1) 広報ビデオ

区政や地域社会に対する区民の理解・関心を高め、地域への愛着やコミュニティーの醸成に資するため広報ビデオ（DVD）を、図書館・区政情報コーナー等で貸し出している。（制作は平成 16 年度で終了）

### (2) 動画ニュース購入

インターネット上での動画サイトは飛躍的に普及しており、多くの自治体ホームページでもイベントの様子や区政の動きなどを動画で配信している。こうした動きに本区でも対応し、より効率的に動画ニュースを配信していくために、日ごろ地域情報をテレビ放映しているイツ・コミュニケーションズ株式会社からそのテレビ映像を購入し、インターネット上で配信できる動画に変換し、ホームページ上で配信している。（年間 12 本）

## 4 ホームページ

目黒区ホームページを円滑に運用管理し、正確・迅速に情報提供を行っている。（平成 28 年度のアクセス件数 4,178,030 件）。また、平成 25 年 10 月から、スマートフォン（多機能携帯電話）に対応している。

多言語対応については、パソコン版ホームページを平成 28 年度から対応言語を拡張し、英語、ハンガール語、中国語、ドイツ語、スペイン語、フランス語、ヒンディー語、インドネシア語、イタリア語、マレー語、オランダ語、ポルトガル語、ロシア語、スウェーデン語、タイ語、タガログ語、ベトナム語で提供している。携帯サイトについては、英語・中国語に自動翻訳している。

平成 28 年 6 月から、スマートフォン及びタブレット端末対応の「めぐろ区報電子書籍多言語版（英語、中国語、ハンガール語、日本語）」の配信を開始した。

## 5 メールマガジン

パソコン向けと携帯電話向けに緊急情報（随時配信）、モバイルニュース（月 3 回配信）、消費生活情報（月 3 回配信）、保育情報（月 1 回配信）、パソコン向けに生活安全ニュース（隔月配信）、男女平等・共同参画情報（月 1 回配信）、区議会情報（月 1 回配信）の計 7 種類のメールマガジン配信を行っている。（平成 28 年度末の登録アドレス数 15,606 件）

## 6 ツイッター

ツイッターによる情報発信を行っている。日に1回程度、区のお知らせやイベント情報、地域の話題等を発信している。

## 7 情報公開

情報公開制度は、情報公開条例に基づき、区民が必要な情報を必要なときに開示請求できる権利を保障するとともに、区の情報の公表や提供を行っている。

### (1) 情報公開制度の実施状況

#### ① 開示請求の概要及び決定状況

請求の概要	処理 件数	決 定 状 況				存否応 答拒否
		全部 開示	部分 開示	不開示	不存在	
道路に関する告示	13	13	0	0	0	0
区立体育施設の現指定管理者が提出した事業提案書等	4	0	4	0	0	0
大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出書の一部	3	0	3	0	0	0
区が契約した損害保険契約証券（傷害、賠償責任、火災）	2	0	2	0	0	0
目黒川のイルミネーションに関する文書	2	0	2	0	0	0
住居表示台帳	2	0	2	0	0	0
区界設定現況平面図	2	2	0	0	0	0
発達障害支援拠点整備関係説明会に関する資料	2	1	1	0	0	0
旧第六中学校跡地特別養護老人ホーム整備運営事業公募に関する資料	2	0	2	0	0	0
障害者週間記念事業アトラクション企画の受託業者企画書等	2	0	2	0	0	0
特別養護老人ホームの整備計画及び住民同意に関する意見書	2	2	0	0	0	0
システム構築・運用保守業務委託の提案者提出文書の一部	2	0	1	0	1	0
耕地整理図	2	2	0	0	0	0
特定住所の区域線図	2	2	0	0	0	0
特定住所所在のテナントビルの騒音調査の処理票等	2	0	1	1	0	0
区立小学校のいじめに関する文書	2	0	0	1	0	1
データエントリー業務委託仕様書	1	1	0	0	0	0
電話応対に関する内部規定	1	0	0	0	1	0

油面小学校わかたけ学級エレベーター改修工事等に関する文書	1	0	1	0	0	0
災害時用携帯電話の利用明細書	1	0	1	0	0	0
総合庁舎電話交換業務委託公募の評価配点表等	1	1	0	0	0	0
区立図書館8館の業務委託に関する資料	1	0	1	0	0	0
総合庁舎清掃・警備・案内等業務委託契約書の一部	1	0	1	0	0	0
印鑑登録証明用の公印の陰影(公印台帳)	1	1	0	0	0	0
屋内プール運営・清掃業務委託に係る契約書の一部	1	0	1	0	0	0
めぐろ区民キャンパス維持管理総括委託の落札業者分の入札参加資格要件の履行実績確認資料	1	0	1	0	0	0
目黒区職員への給与支払報告書区市町村別提出件数	1	1	0	0	0	0
目黒区国民健康保険料変更決定通知書に係る記載理由	1	0	0	1	0	0
特定の歯科診療所の立入検査の監視票	1	0	1	0	0	0
認可保育所の新規入所者の年齢別人数が分かる書類	1	1	0	0	0	0
平成28年12月12日の保育施設利用申込者数等	1	0	1	0	0	0
特定住所の環七沿道地区計画届出の有無等	1	1	0	0	0	0
目黒町第一土地区画整理組合の整理図	1	1	0	0	0	0
緑化計画完了届	1	0	1	0	0	0
特定住所の旧公図の一部	1	1	0	0	0	0
生産緑地地区現地調査についての文書全て	1	0	1	0	0	0
特定住所の指定申請建築線の申請図	1	0	1	0	0	0
路面下空洞調査委託における委託報告書等	1	0	1	0	0	0
境界確定点の写真	1	1	0	0	0	0
特定住所の土地境界確定の決定に関する文書	1	0	1	0	0	0
500㎡以上の敷地に係る事前相談書等	1	0	0	1	0	0

サービス付き高齢者住宅運営事業者提出の事故報告書等	1	0	0	0	1	0
特定住所の境界図	1	1	0	0	0	0
建築確認申請書受付簿	1	0	0	1	0	0
リニア中央新幹線に関する方法書段階で都へ提出した区長意見等	1	0	1	0	0	0
学校図書館支援員派遣要綱等	1	1	0	0	0	0
「学校図書館の現状に関する調査」記入済調査票	1	1	0	0	0	0
めぐろシティカレッジ振興会の設立の起案	1	1	0	0	0	0
区立小・中学校学校給食調理業務委託に関する文書	1	1	0	0	0	0
校長交際費に関する文書	1	0	1	0	0	0
参議院議員選挙投票事務手引き等	1	0	1	0	0	0
監査委員協議録の一部等	1	1	0	0	0	0
合 計	82	37	36	5	3	1

② 開示請求の所管部局別、請求者区分別、決定状況別内訳

所管部局	処 理 件 数	請求者区分					決定状況					審 査 請 求
		区 内 在 住 者	区 内 法 人 等	区 内 在 勤 者	区 内 通 学 者	理 由 明 記 者	全 部 開 示	部 分 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	
企画経営部・地域政策室	5	2	0	0	0	3	1	3	0	1	0	1
総務部・危機管理室	11	3	0	0	0	8	5	6	0	0	0	0
区民生活部・産業経済部・文化・スポーツ部	7	3	2	0	0	2	0	6	1	0	0	0
健康福祉部・健康推進部	11	5	2	0	0	4	3	7	0	1	0	0
子育て支援部	2	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0
都市整備部・街づくり推進部	31	4	3	0	0	24	22	6	2	1	0	0
環境清掃部	6	0	0	0	0	6	0	5	1	0	0	0
会計管理室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	7	3	3	0	0	1	4	1	1	0	1	0
選挙管理委員会	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
監査委員	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
合 計	82	22	10	0	0	50	37	36	5	3	1	1

③ 部分開示の理由内訳

理 由	部分開示
個人生活情報	6
法人等情報	4
区政執行情報	3
一部不存在	2
個人生活情報、法人等情報	13
個人生活情報、区政執行情報	2
法人等情報、区政執行情報	3
区政執行情報、一部不存在	1
個人生活、法人等情報、一部不存在	1
個人生活、法人等情報、他制度調整	1
合 計	36

④ 情報の公表状況

公 表 事 項		公表項目数
区の重要な基本計画(条例 22 条 1 号)		24
実施機関が定める区の主要事業(条例 22 条 2 号)		249
その他実施機関が定める事項(条例 22 条 3 号)		131
(内訳)	附属機関等がまとめた報告書等	(24)
	附属機関・政策決定会議等の会議録	(95)
	予算編成方針・予算原案・予算案	(3)
	補助金等交付団体に関する書類	(9)
合 計		404

※条例：情報公開条例

(2) 会議の公開状況

24 の会議体において、延べ 78 回会議を公開し、延べ 44 人の傍聴があった。



## 8 個人情報保護

個人情報保護制度は、個人情報保護条例及び特定個人情報の保護に関する条例に基づき、区民のプライバシー保護のため、区が保有する個人情報の取り扱いについて、総合的・体系的なルールを定めるとともに、区民の個人情報をコントロールする権利を保障している。

### (1) 個人情報保護条例（特定個人情報の保護に関する条例を含む）の運用状況

#### ① 条例項目別の運用件数

項目	該当条文	件数	根 拠				
			本人同意	法令	緊急	審議会承認	審議会一括承認
外部委託	12条、特定6条	11	0	0	0	11	0
目的外利用	14条	27	2	1	0	0	24
外部提供	15条	29	4	1	0	0	24
外部結合	17条	2	0	0	0	2	0

#### ② 自己情報に関する請求処理件数等

項目	該当条文	処理件数	決 定 状 況					審査請求
			全部開示・応じる	部分開示・一部応じる	不開示・応じない	不存在	存否応答拒否	
開示請求	18条	65	30	13	2	20	0	1
訂正請求	19条	0	0	0	0	0	0	0
消去請求	20条	0	0	0	0	0	0	0
利用中止請求	21条	0	0	0	0	0	0	0

### (2) 自己情報開示請求の概要及び決定状況

請求の概要	処理件数	決 定 状 況				
		全部開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否
住民票の写し等の申請書	11	5	0	0	6	0
印鑑登録証明書の交付申請書等	10	6	0	0	4	0

住民票の写し等の申請書、戸籍証明書等の申請書	8	1	3	0	4	0
身体障害者手帳の写し等	5	5	0	0	0	0
住民票の写し等申請書、印鑑登録証明書の交付申請書	3	0	1	0	2	0
戸籍証明書等の申請書	3	2	0	0	1	0
自分の子に係る保育所児童要録	3	3	0	0	0	0
区立小学校のいじめに関する文書	3	0	3	0	0	0
住民票の写し等の申請書、戸籍証明書等の申請書、印鑑登録証明書の交付申請書	2	0	1	0	1	0
親（故人）の要介護度及び認定有効期間の履歴	2	1	0	1	0	0
小規模保育所認可申請書に係る雇用契約書等	2	1	1	0	0	0
給付を受けた介護サービス状況（事業者名等）	1	1	0	0	0	0
こころの悩みなんでも相談報告書	1	1	0	0	0	0
近隣説明報告書	1	0	1	0	0	0
特定事業者より提出された事故報告書	1	0	1	0	0	0
母の所有する建物の耐震診断・改修に関する一切の文書	1	0	0	1	0	0
請求人が来庁した際の保育課における対応記録等	1	1	0	0	0	0
特別区民税・都民税証明書交付申請書	1	0	0	0	1	0
親（故人）の介護認定審査会資料の認定調査票特記事項	1	1	0	0	0	0
事故に関する養護教諭作成の資料一式等	1	0	1	0	0	0
学校内特定事案に関する事故報告書	1	0	0	0	1	0
区立小学校が作成した入級申請書類一式等	1	1	0	0	0	0

不登校の背景等について教育委員会 に提出された資料一式	1	1	0	0	0	0
児童手当認定請求却下通知書の根拠 となる資料等	1	0	1	0	0	0
合 計	65	30	13	2	20	0

## 9 区民の声

### (1) 区民の声の受付

区民から寄せられる「声」は下表の分類で受け付けている。

区長へのはがき	総合庁舎、各地区サービス事務所、図書館等に備え付けの専用はがきによるもの
陳情	各種団体、複数住民等からの書面による要望
投書	手紙、はがき、ファックス、声のポスト(総合庁舎、各地区サービス事務所等に設置)によるもの
電話	電話(開庁時間外は留守番電話)によるもの
面談	面談によるもの
区長へのメール	区ホームページ「区長へのメール」によるもの
区長との懇談会	区民と区長のまちづくり懇談会(地区別に開催)などによるもの
各種団体との話し合い	各種団体との懇談、説明会等によるもの

### (2) 処理方法

受け付けた「区民の声」は統一かつ的確に処理するため、「区民の声取扱要綱」「区民の声事務処理要領」に基づいて処理している。

区民の声課で受け付けし、処理するものは以下の①から⑥までのもので、これ以外各所管課で対応している。

- ① 区長または副区長あてのもの
- ② 内容が複数の部に係わるもの
- ③ 集団広聴活動によるもの
- ④ 「区長へのはがき」「区長へのメール」によるもの
- ⑤ 面談等により区民の声課が直接受けたもの
- ⑥ その他、区民の声課で処理することが適当であると認められるもの

区民の声課で受けた「区民の声」は、内容が軽易でかつ定例に属するものを除き、「区民の声受付票」に必要事項を記載し、企画経営部長、副区長を経て区長まで供覧した。

「区民の声」の内容がなんらかの措置を必要とするものについては「区民の声連絡票」により所管課長に対応及びその結果について報告を求め、申出人への回答を要するものは、所管部課が内容に応じ文書、その他の方法で回答し、区長まで供覧した。区長名で文書回答する場合や、複数の部課に係わる内容については区民の声課から回答した。

回答を要しない「区民の声」については、関係所管に情報提供した。

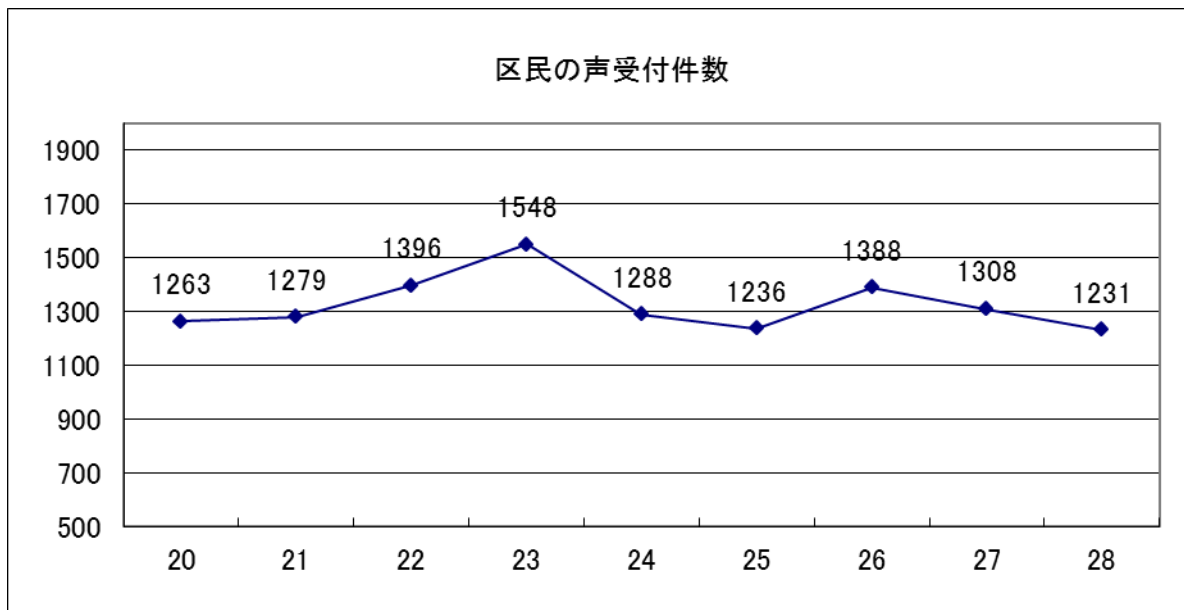
「区民の声」の主なものは、この「広報・広聴1年の記録」に登載し、各所管に配布して、職員に周知している。また、広聴システムで「区民の声」を随時検索・閲覧できるようにし、職員間の情報の共有化を図っている。

### (3) 区民の声の傾向

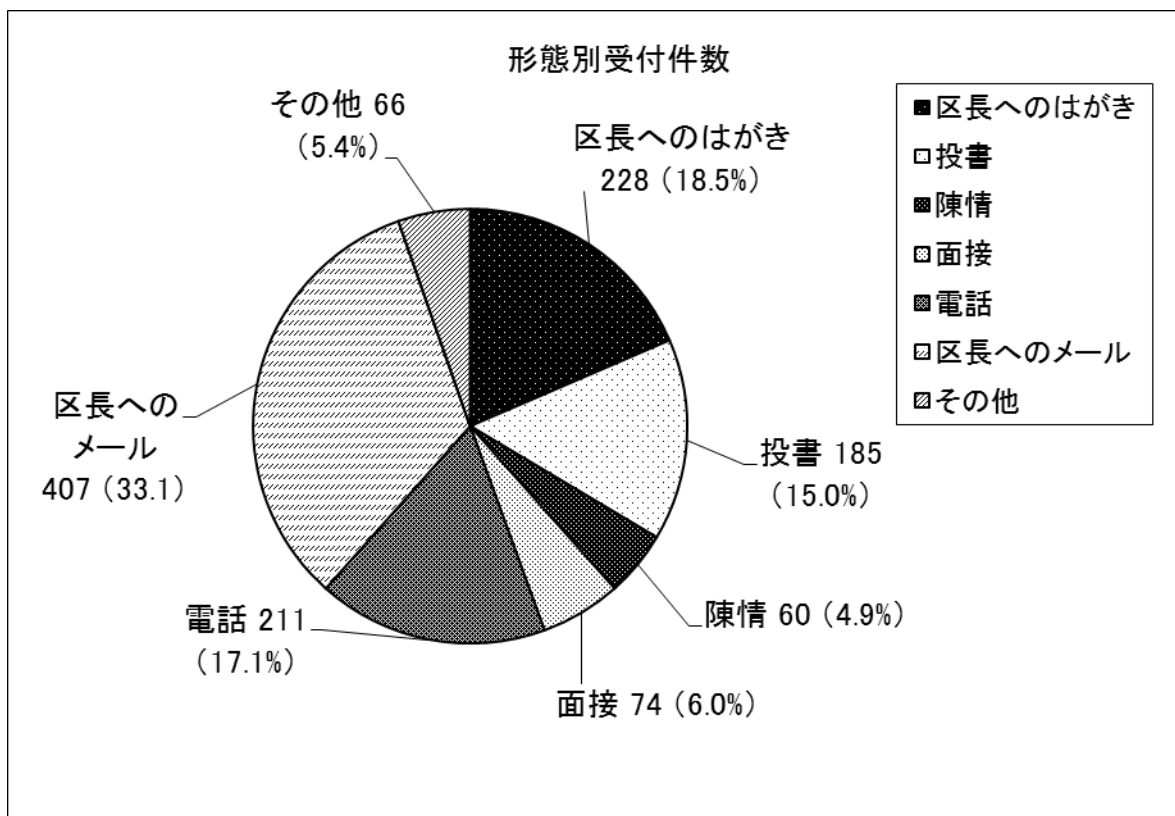
平成 28 年度の受付件数は 1,231 件で、27 年度の 1,308 件と比べると、77 件の減となった。

主な内容としては、区の施策に対する「要望」が 47.2%で最も多く、「苦情」33.1% 「意見・提案」10.8%とあわせると 90%以上を占めている。分野別では公園・緑化、道路・河川等の「都市整備」に関するものが最も多く、学校教育、生涯学習、スポーツ等の「教育・文化」、戸籍住民、国保、税務等の「区民生活」に関するものも多かった。

#### ◆受付件数の推移



◆形態別受付件数



※ 構成比の合計は算出時の端数計算上 100%にならない場合がある。

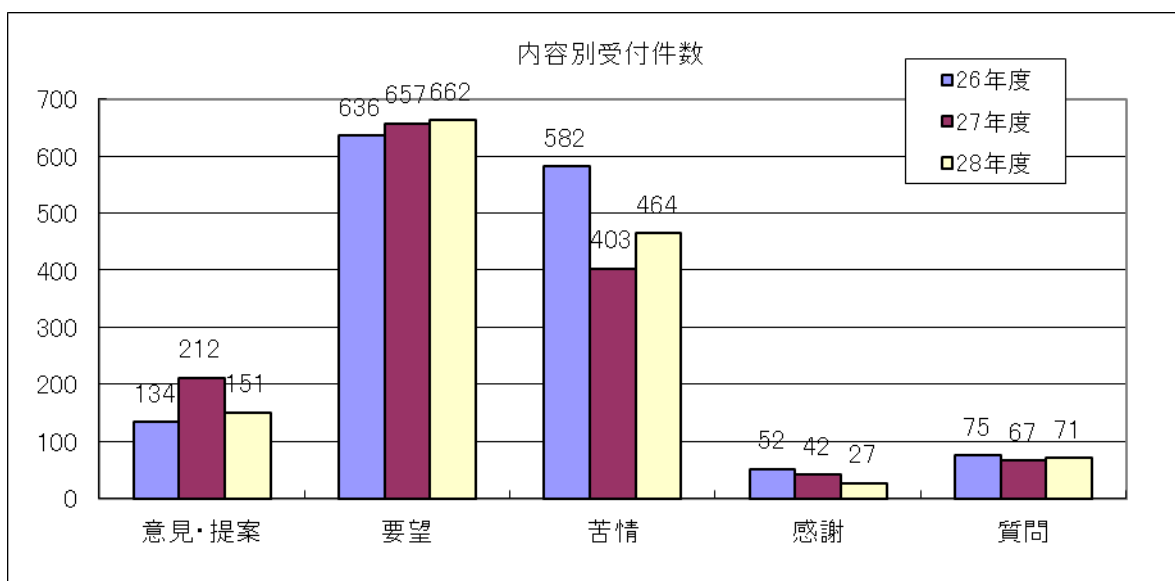
◆内容別受付件数

	意見 提案	要望	苦情	感謝	質問	国等	合計	構成比
区長へのはがき	32	106	78	7	6	5	234	16.7%
投書	19	133	87	8	10	0	257	18.3%
陳情	1	58	0	0	1	0	60	4.3%
面接	5	43	37	0	1	1	87	6.2%
電話	13	98	135	2	6	2	256	18.2%
区長へのメール	78	186	98	9	44	20	435	31.0%
その他	3	38	29	1	3	0	74	5.3%
合計	151	662	464	27	71	28	1,403	100.0%
構成比	10.8%	47.2%	33.1%	1.9%	5.1%	2.0%	100.1%	

※ 受付合計は申出の内容により重複して算出されるものもあるため、形態別受付件数とは数値が異なる。

※ 構成比の合計は算出時の端数計算上 100%にならない場合がある。

### ◆内容別受付件数の推移



### ◆分野別受付件数

分野別件数	内 容	件数	構成比
教育・文化	学校教育、生涯学習、スポーツ、芸術文化、その他	318	13.6%
産業経済	産業振興、消費生活、観光、雇用、その他	72	3.1%
子育て	保育園、学童保育、児童館、その他	189	8.1%
福祉	介護保険、高齢福祉、障害福祉、生活福祉、その他	192	8.2%
保健・医療	生活衛生、保健、医療、その他	158	6.8%
防犯・防災	防犯、防災、その他	86	3.7%
都市整備	公園・緑化、道路・河川、自転車対策、建築、街づくり、その他	401	17.2%
住宅	区営住宅、居住支援、その他	21	0.9%
環境・清掃	環境美化、ごみ・リサイクル、公害、その他	183	7.8%
区民生活	戸籍住民、国保・年金、税務、その他	210	9.0%
行財政	企画・財政、行革、情報化、男女平等、協働、その他	138	5.9%
その他	庁舎、接遇、その他	365	15.6%
合 計		2,333	99.9%

※ 構成比の合計は算出時の端数計算上 100%にならない場合がある。

#### (4) 主な内容

##### 《教育・文化》

意 見	回 答 等
<p>【区立中学校の統合について】</p> <p>ホームページを見ると「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」というテーマで、目黒区では今後中南部の区立中学校の統廃合を予定し、住民説明会などで意見を聞いたり質問回答をしているようである。統合の年月日、統合新校の住所を区が正式に定めてから新校名、制服、教育方針、クラブ活動などの細かいことを話し合いで決めたいほうがスムーズに計画が進むのではないかと。統合の計画はほぼ進んでいて、撤回・取り消しはほぼ出来ない状態まで来ているのなら統合の年月や住所などを区が独自に決定し、「何時何時迄に、何々を話し合って決めてくださいよ」と住民を誘導したほうが議論もしやすいと思う。質疑応答の項目を見ても未定、未定のままでは何をテーマ絞って考えればいいのか分かりにくいし、ファイルを見ても区の計画がどこまで進んでいるのか理解できない。また、旧校舎の跡地はどのように活用するかも合わせて計画し、計画が現在の段階でどのように進んでいるのかも公表すべきだ。</p> <p>住民の質疑応答で「私立と比較したのか」「私立中に進学する児童を考慮しているのか」「区外の区立中には進学できるのか」といった区政とは関係ない利己的な質問は見ていてイライラしてくる。回答するだけ時間・手間の無駄である。地元の地域事情を忖度せず、区政と無関係な無粋な質問をする住民の意見は無視し公表を控えるべきである。</p>	<p>ご指摘の「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して（改定）」のページは、平成24年3月に、当時の第三中学校と第四中学校の統合の具体策等を示すために改定した区立中学校の統合方針についてまとめたものです。また、同ページの「区民説明会等での質疑・意見等」の内容は、この統合方針の改定に向けて同年1月から2月にかけて行った区民説明会等での質疑・意見・要望と回答であり、当時の第三中学校と第四中学校の統合についての質疑等が主になっています。従いまして、南部・西部地区の区立中学校の統合に関する説明を目的としたものではなく、この旨の記述が十分でないことから、分かりやすさに至らず、申し訳ありませんでした。</p> <p>ご指摘のありました点について、旧第三中学校と旧第四中学校の統合においては、次のとおり取り組みました。</p> <p>1 統合年月日については、統合方針において平成27年4月に統合新校での授業を開始することを目標に進める旨を明示しました。また、統合新校の学校づくりを進めるにあたっては、対象校の学校関係者、保護者、地域の方々等による協議組織を設置し、統合方針改定後の平成24年5月から11月にかけて、統合新校の位置及び通学区域を他の項目に先立って協議するなど、重要なものから順を追って協議しました。このような取組は、関係者の合意を得ながら進めていくことが大切であるという認識のもと進めたものです。</p> <p>2 前述のとおり区民説明会等での質疑・意見・要望と回答は、統合方針改定についていただいたもので、多岐にわたっています。その内容のすべてを、説明会に参加できなかった方等へ広くお伝えするため公表したものです。進捗については、広報紙「学校統合推進課だより（東部・中央地区版）」や区ホームページにより保護者や地域の方々に周知しました。また、旧第四中学校跡地の全体的な活用については、統合の準備段階にある中学校の在校生への配慮を十分行いながら、慎重かつ時機を逸しない検討をしていくものとし、閉校後に検討を始めました。平成28年4月に活用計画を策定し、区ホームページで公表しています。進捗については、例えば、第四中学校跡地活用による認可保育所整備・運営事業者の決定な</p>



	<p>ど、その都度公表しています。引き続き南部・西部地区の区立中学校の統合に向けて取り組み、教育環境の充実を図ってまいります。</p>
<p><b>【図書館の運営方法について】</b> 資料の返却、貸出の窓口が分かれている中で、3人が窓口内にいながら、1人しか利用者に対応しておらず、貸出を優先して対応しているため、私が前から資料返却で待っているにもかかわらず、時間のかかる、後からきた利用者への貸出を優先していた。 通常返却時には図書の確認をしていないことから、①窓口を返却、貸出で分けることは不要。②さらには、千代田区図書館のように、常時返却ポストを設置した方が、利用者にとって便利。③これらを通じてさらに無駄な人員削減とコスト削減ができる。 以上、図書館のさらなる運営合理化を提案します。</p>	<p>はじめに、カウンター内に複数の職員が待機していたにもかかわらず、ご対応が遅れたことをお詫びいたします。 ①目黒区立図書館では資料の適正な管理のために貸出手続確認装置を導入しており、貸出と返却はそれぞれの手続を行う必要があるため、カウンターを分けています。また、図書、CD等の確認は返却時にも行っています。このような理由から、貸出と返却のカウンターを分離する運営が効率的と考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。 ②現在、目黒区立図書館では各館に返却ポストを設置しておりますが、開館中は図書館の返却カウンターをご利用いただくようお願いしています。常時返却ポストの設置については、今後の検討課題とさせていただきます。 ③今後とも、効率的な運営を目指して利便性向上とコスト削減に努めてまいります。</p>
<p><b>【目黒シティランについて】</b> 目黒シティランについて質問です。何故、目黒通り&amp;駒沢通り&amp;環七&amp;環六と一区画を封鎖するような運営をされたのでしょうか。同区画は道も狭く、一方通行が多いエリアです。狭い道に大渋滞が起こったため、無理にUターンを強いることでかなり危険な状況も起きていました。しかも、同エリアからの脱出は現実的には不可能でした。片や、駒沢通りではマラソン後半は30分以上も一人のランナーがいない状況です。あれだけの人を駆り出したのですから、人件費もバカにならないでしょう。目黒区の判断力、企画力、運営力を疑います。誰が提案し、誰が具体的な企画を立て、誰が承認し、誰が運営したのか。区長はこの企画の成否・効果をきちんと検証してもらいたいと強く希望します。その際、プラスの効果だけでなく、これから起こるかもしれないマイナス効果も考えるべきでしょう。ちなみに、私はマラソン大会そのものに反対しているわけではありません。区民の税金を使って、こんなバカな運営をしていることに怒りを感じているのです。</p>	<p>このたびは、11月27日（日）に開催いたしました目黒シティランに関しまして、地域の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。 ご指摘がありましたとおり、今回の大会コースは、駒沢通り・自由通り・目黒通り・山手通りと区内を大きく取り囲むような形での設定となっており、このためコース内側の地域から出ることができなかったなど、多くの皆様にご迷惑をおかけしてしまったところでございます。また、交通規制の内容につきましても、事前に広報紙やチラシの各戸配布等を行い周知に努めてきたところですが、十分な案内だったとは言い難く、大変ご不便をおかけしてしまいました。 今大会については、永年にわたる区議会からの要望もあり、大会実施に係る警察・消防等関係機関や住民団体、産業団体などが加わった目黒シティラン大会組織委員会を組織し、そのもとに関係者からなる実行委員会を設置して、大会の企画、準備、運営を行ってきたものでございます。大会の実施とコース設定については、休日の交通量、開催の時間帯、警備や区民ボランティアの配置、ランナー走行後の順次の規制解除などを考え合わせ総合的に判断したのですが、多くの皆様から一定の地域を囲む形での交通規制に対してたくさんのご意見をいただいたところでございます。</p>

	<p>現在、大会に対してお寄せいただいた様々なご意見や大会運営上の問題点・課題等の集約を進めているところでございます。次回の大会を開催するかどうかにつきましては現時点では決まっておりませんが、今後、集約したご意見や大会開催・運営の状況等を検証し、目黒シティラン大会組織委員会において検討した上で、改めて判断していく予定でございます。</p> <p>その際には、いただいたご意見を踏まえ、コースの問題、警備やボランティアの配置のあり方等を重要な課題として位置付け、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>※第2回目黒シティランは、平成29年11月26日に開催することが決定しています。</p>
--	---

### 《産業経済》

意見	回答等
<p>【目黒区の価値を高めるための提案について】</p> <p>目黒通りをファニチャー通りとしてサポートし、もっとアピールしてほしい。</p>	<p>目黒通りにおいては、複数のインテリアショップが中心となった団体が独自の活動をしております。目黒通りを中心とした60店舗のインテリアショップ、30店舗のカフェ、レストランの中から、34店舗の個性的なショップが地域活性化を目標に掲げて結成した団体と聞いております。</p> <p>産業経済・消費生活課では過去、団体の求めに応じイベントの後援という形で協力させていただきました。団体の活動についてですが、自主的にホームページも立ち上げ、おしゃれな案内マップなども作成しております。前述の通りイベント等も開催しており、これまでマスコミの取り上げも多くございました。今後も、後援名義を始めとした協力依頼があれば可能な範囲で支援してまいりたいと考えております。</p> <p>このたびは貴重なご提案を頂戴し、ありがとうございました。今後も事業者や地域の活性化に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。</p>

### 《子育て》

意見	回答等
<p>【育休期間中の認可保育園利用について】</p> <p>現在第二子妊娠中で3月に出産予定です。現在第一子が目黒区内の認可保育園に通っています。第二子出産後は育休を取得する予定です。</p>	<p>育児休業中の上のお子様の在園期間については、自治体によって様々な判断があり取扱いが異なっております。昨年は他市で育児休業に入ると直ちに退園とする扱いが報道等で大きく取り上げられました。</p> <p>当区では、下のお子様が1歳になった年度末ま</p>

<p>目黒区では育休期間中の認可保育園利用は、下の子が1歳になる年の3月31日までと決められているようです。これは生まれ月によって、在園可能期間の長さが変わってしまい、早生まれの子どもにはとても不利な決まりではないでしょうか。不公平を感じてなりません。(例：4月1日生まれ＝約2年間、3月31日生まれ＝約1年間)なぜ、年度末で区切る必要があるのでしょうか。例えば、2歳の誕生日の前日までなど年で区切ることはできないのでしょうか。また、厚生労働省の育児・介護休業法で育児休業は子どもが1歳半になるまでの延長が認められていますのでせめて1歳半までのばしてもらおうことは出来ないのでしょうか。</p> <p>目黒区では育休中の認可保育園申込はプラス加点がつかずほぼ内定が難しい状況です。せめて1歳半まで在園時可能を期間のばしてもらえれば、その間に保育園が見つかる可能性も増えると思います。</p>	<p>でを上のお子様の在園可能期間としております。これは、多くの方が年度初めに復職を予定することが多いことなどを踏まえたものでございます。</p> <p>いただいたご意見については、現在、育児休業制度を2年までの延長なども議論されていることですので、こうした動きなども踏まえて検討してまいります。現時点では、既に復職しながら認可保育所等の入所を希望している方が多数いらっしゃる中で在園期間を延長することは困難であると考えております。</p> <p>ご家庭によりそれぞれご事情があり、早生まれが不利である、遅生まれは負担が大きいななど様々な意見をいただいております。いずれにしましても、保育定員の拡大に努め、これに伴い待機児童の状況が改善されれば、在園期間の延長についても、ご要望にお応えできるのではないかと考えております。</p> <p>なお、下のお子様の入所に関しましては、兄弟が在園している場合のお申込みということでの優先項目は設けております。</p>
<p><b>【保育園入園予約制度について】</b></p> <p>厚生労働省から発表された保育園入園予約制度について、目黒区ではいつ導入されますか？</p> <p>早生まれは保活に不利という不公平を正す制度として導入する価値のあるものだと思います。</p> <p>また、認可・認証・無認可などの種別に関わらず、保育料の負担が同等になるような差額補助の充実を求めます。</p> <p>差額がなければ、認可に入れなくとも、他種別の保育園に選択肢が広がり、職場復帰もスムーズになります。</p>	<p>現在当区では、ご希望される方全てが必ずしも保育所への入所がかなわない状況であり、保護者の状況や家庭、児童の状況を指数化して厳正なる選考基準により入所児童を決定しているところです。</p> <p>このたび、厚生労働省から入所予約制度の導入支援が示されましたが、入所の利用調整にあたり入園予約制度を設けることは、生まれ月による加点等の可能性の差はなくなることが考えられますが、一方で、一定期間を予約枠として空きを設けることは、利用調整の結果多くの方が保育所への入所を待機されている中で、理解を得られるかなどの検討が必要でございます。</p> <p>厚生労働省から示された内容によりますと、育児休業明けから予約による入園までの間は、一時預かりなどの代替サービスの利用を想定していることですが、当区において、このようなサービスをどう確保していくかも合わせて検討していく必要があります。</p> <p>また、認可外保育施設保育料助成制度に関しては、今年度から認証保育所等だけでなく、認可外保育施設の利用者まで対象を広げ、助成額につい</p>

	<p>でも増額を図っており、今後とも検討すべき事項であると考えております。</p> <p>なお、下のお子様の入所に関しましては、兄弟が在園している場合のお申込みということでの優先項目は設けております。</p>
<p><b>【学童保育クラブの行事について】</b></p> <p>学童クラブの行事と父兄の有志による自治会に対して疑問がございます。</p> <p>まず、年間の初めにあった集まりで係や委員の担当の希望を出すように紙を配られまして、提出しない場合は何でもいいとみなして委員を割り当てますという半強制的なものでした。そして現在その係ですが、平日夜や土曜日などに活動は設定されていて、土日や夜間勤務に関しては全く配慮されていないです。また有志のTシャツの販売や飲み会、キャンプなど行事や物販が多く、経済的・時間的に本当に困っている人が預けにくい状況となっています。公立の学童クラブとは就業のために時間的に育児が難しい人が子どもを預ける場所ではないのでしょうか。父兄も子ども仲良くするのはとてもいいことだと思いますが、それを半強制したりそれが原因で本当に子どもを預けて働かないといけない事情のある人が、預けにくい状況は如何なものかと思ひまして、意見をさせていただきました。</p>	<p>各学童保育クラブの父母会活動は、在籍している児童の保護者の皆様が行う任意の活動であり、区は連携・協力という立場での関わりを行っております。</p> <p>有志のTシャツの販売、懇親会やキャンプなどの行事については父母会の実施事業となります。</p> <p>つきましては、いただいたご意見を担当学童保育クラブに報告をし、父母会に伝えてまいります。</p>

《福祉》

意見	回答等
<p><b>【死亡後の未支給年金や介護保険給付費について】</b></p> <p>先日義姉を亡くしました。この10年特養ホームにお世話になりまして、手厚く介護を受けることができました。夫の兄が亡くなり、子どもがいなかったことから我家に兄嫁は同居し8年ほどはサービスなどでお世話になり・・・今日に至りました。</p> <p>亡くなった後未支給の年金や介護保険の給付費等の申請をしました。先日介護保険課から私も私の子ども達も血縁関係が無く受給はできないと言われ</p>	<p>1 死亡後の未支給年金の申請手続きについてお亡くなりになられた年金受給者の方の未支給年金については、国民年金法第19条の規定により、三親等内の親族の方が請求できることになっております。しかしながら、お亡くなりになられた年金受給者の方が義姉様ということで、三親等以内の親族に該当しないため、請求できないこととなります。また死亡後の未支給年金を請求できなかったとしても、年金受給者の方がお亡くなりになった場合には、お亡くなりになられた方の住民票除票の写し等を添付した死亡届（年金事務所指定の死亡届）を年金事務所に提出する必要がございます。死亡届に必要な住民票除</p>

<p>ました。元気でいれば振り込まれた少額のお金ですが、ちょっと腑におちません。年金も亡くなったら書類を揃えて申請する必要があるということもとても疑問に思います。以前年金の受給の必要条件に25年ということがありましたが、今のこの未支給のお金をいただくための手続きをもう少し簡素化できないものか提案したく思います。</p>	<p>票の写し等の証明書類の交付手数料については、自治体毎に取り決めがございますが、目黒区では交付手数料を免除しております。これらの手続きは、国民年金法等で定められておりますので、区で独自に省略することはできませんが、届出等の簡素化につきましては、引き続き国（厚生労働省）へ働きかけていきたいと考えております。</p> <p>2 介護保険給付費の受給資格について</p> <p>介護保険給付費等の申請は、義姉様の介護保険高額介護サービス費についてのものと認識しております。ご本人がお亡くなりになられた場合、未払いの介護保険高額介護サービス費については、ご本人の親族の方等から「介護保険高額介護サービス費支給申請書」、「念書」、その他高額介護サービス費を受け取られる方とご本人の関係の分かる資料（戸籍謄本の写し等）を提出いただき、その内容を確認後、お支払いしております。</p> <p>これは、次の理由によります。お亡くなりになられた方の高額介護サービス費は相続財産と位置づけられます。このことから、その高額介護サービス費は支給申請を提出いただいた相続人に対してお支払いすることになります。この相続人については、法律で定める法定相続人を範囲としております。ただし、ご本人が遺言により財産を受け取られる方を指定されている場合は、その内容に沿うこととなります。以上のことから、介護保険課において、提出いただきました申請書及び関係書類を拝見し、義姉様のご意志と相続人としての資格について確認したところ、相続人には該当しないとの結論に至ったものでございます。</p>
<p><b>【福祉タクシー利用券について】</b> 精神障害を長らく患っております。現在、病状悪化により体が動かなくなり通院に関して、本日、福祉タクシー利用券についてお問い合わせさせて頂きましたが、条件に該当しないとのことでした。</p> <p>額や枚数は少なくとも少数でも支給されるようになると、今後の治療において非常に助かります。社会復帰のため通院したいのですが、体が動かないため先行きも見えません。</p>	<p>福祉タクシー利用券の交付は、法令に基づかない目黒区の独自事業であり、目黒区福祉タクシー事業実施要綱第2条において交付対象者を次のように定めております。</p> <p>(1) 東京都愛の手帳を所持し、その程度が2度以上の者 (2) 身体障害者手帳を所持し、下肢・体幹・内部に係る機能障害の総合等級が3級以上の者 (3) 身体障害者手帳を所持し、上肢・視覚に係る機能障害の総合等級が2級以上の者 (4) 脳性まひ又は進行性筋委縮症を有する者 (5) 規則第15条に規定する特殊疾病にり患している者（同条ただし書に該当する者を除く。）</p> <p>これは、歩行することが常に著しく困難である障害や難病をお持ちの方を福祉タクシー利用券交付対象者として定めるもので、上記に該当しな</p>

	<p>い方については、例えば症状悪化等により、体調が悪く一時的に歩行が困難な状況であっても、福祉タクシー利用券の交付対象とはなりません。</p> <p>社会復帰を目指した通院のためとのご事情は理解いたしますが、交付対象者をその時々症状や体調に応じて決定することは、公平・公正な事務処理の観点から大変難しく、上記のように要綱を定め、それに基づき取扱いを行っております。</p>
--	---

《保健・医療》

意 見	回 答 等
<p><b>【飼い犬のふん尿処理について】</b></p> <p>昨日我が家の玄関前に犬ふんが、午後には壁に数分前にしたと思われる犬尿の跡も・・・こんな時いつも思います「なんでこの私が後始末をしなければならぬの。」ペットボトルの水で流せだのふんは持ち帰れだのといった文句は巷に満ちてますが残念ながら効果があつたようには見えません。そこでもう一步踏み込んだ文言内容にしてみたいかがでしょうか。</p> <p><b>【私の提案】</b> 飼い犬には自宅以外の場所ではふん・尿をさせないしつけこそ飼い主の責任です。万が一に備え 散歩の際には1リットル以上の水とブラシを携帯しましょう。</p> <p>犬のふん・尿問題に関してはいいかげん決着をつけるべき時に来ているのでは！8割の飼い主が散歩を犬のトイレ（またはマーキング）をさせるために連れ歩いているのは明白です。</p>	<p>区民の方々が飼い主のマナーの欠如などによる、ふん尿の不始末等で大変不愉快な思いをされていることについて、毎年、動物愛護週間の時期に合わせて、9月発行の「めぐろ区報」で飼い主の責務等に関して啓発を行っているところでございます。さらに、区報のほか、区ホームページによる啓発、犬のしつけ方教室の開催、区総合庁舎内でのパネル展示、ふん尿の放置を注意する啓発プレートの配付を行っています。また、狂犬病予防注射のお知らせ送付の機会を捉え、飼い主に対して、飼い方マナーや汚物等の処理についての書面送付や、窓口での説明などの方法で啓発を行っております。</p> <p>次に、散歩中、飼い犬にふん尿をさせないよう、飼い主が自宅等でトレーニングをさせるべきとのご意見については、区としても、そのような取り組みは大切であると考えております。ただし、一方で、マーキングに関しては、東京都動物愛護相談センターの獣医師にも照会しましたが、犬の本能的な行動として、その行為を起ささせなくすることは容易ではないとのことでした。</p> <p>区では、散歩中、飼い犬にふん尿をさせないようにうまくコントロールできるよう、飼い主がしつけに努めることとしつつも、万が一、ふん尿をしてしまった時には、何よりも飼い主が適切に後始末をすることを様々な機会を捉えて、継続して啓発してまいります。</p>
<p><b>【乳がん検診について】</b></p> <p>周りで、乳がんになる人が多い。職場では、乳がんになった人が2人もいる。（30歳の方、60歳の方）</p> <p>目黒区が実施している「乳がん検診」は、「マンモグラフィ」の検査のみを行っているが、品川区では「マンモグラ</p>	<p>区の乳がん検診は、法令等に基づき40歳以上の女性の方を対象に実施しております。実施にあたっては、国が定めたがん検診実施のための指針に沿って、区では視触診を含むマンモグラフィによる検診としています。国においては、科学的根拠に基づくがん検診を推進しており、マンモグラフィ単独による乳がん検診は、乳がんの死亡率減</p>

<p>フィと超音波」の検査を実施している。乳がんの早期発見にあたっては、「マンモグラフィ」だけでなく、「超音波」の検査も実施すべきである。至急、目黒区にも、「超音波」の検査を加えてほしい。</p>	<p>少効果があるという科学的根拠から、マンモグラフィによる検診を原則としています。一方、マンモグラフィと超音波検査の併用については、死亡率減少効果などの検証を引き続き行っていく必要があるとされているところです。</p> <p>がん検診は、精度管理に基づき質が高く科学的に死亡率減少効果の明らかな方法で実施されることが重要です。区としては、これら国の検証結果等により、超音波検査が国の指針として定められた場合に、適切な方法及び精度管理のもとで実施していきたいと考えております。</p>
--	--

《防犯・防災》

意 見	回 答 等
<p>【交番の設置及びパトロールの強化について】</p> <p>碑文谷公園の東横線のガード側入口に交番を設置していただけないでしょうか。通学路となっておりますので小学生が決まった時間には通りますが、人通りが決して多くはありませんので恰好の「狩り場」となる恐れがあります。この公園周辺道路は既に「狩り場」になっているのです。それ以外にも夜道の痴漢、下着泥棒、空き巣と頻発しております。この辺りは本当に物騒なのです。深夜はもちろん、早朝まで、どうお考えでしょうか。</p> <p>交番、それも連絡電話だけでなくお巡りさんが常駐している交番を設置し、パトロールも強化していただきたいです。そこへああした大きな事件が起こり、住民としてはやっぱりかと言わざるを得ません。再三再四子ども達の通う小学校へは報告をしておりますが、小学校にできることは保護者のパトロール等最小限のものに限られています。交番設置やお巡りさんの配置につきましては区長のご判断や区が決めることでないことは重々存じておりますが、是非この近隣の治安の真剣な向上を、ああした事件が起きてしまった今、根底から改善して欲しいと切にお</p>	<p>防犯対策については、生活安全パトロール車（青パト）2台で区内全域の巡回パトロールを24時間365日実施するほか、区内で発生した不審事案や犯罪状況をホームページやメールで情報提供をしております。また、地域の町会、自治会等による自主防犯パトロールや見守り活動、事業者団体や企業等の協力による防犯パトロールなど、多くのボランティアの皆様のご協力による防犯活動を実施しております。</p> <p>今回の碑文谷公園における事件に際しては、警察署によるパトロールを強化したほか、青パトによる公園周辺の重点パトロール、地域の皆様による防犯パトロールを実施いたしました。</p> <p>また、事件の捜査が終了後、公園内の照明の増設や見通しの確保、防犯カメラの設置など環境改善対策を行う予定です。</p> <p>今後とも、区内の防犯対策については、警察や関係機関、地域の皆様と情報を共有し、連携・協力して積極的な活動を推進してまいります。不審者や不安な事態などを見かけましたら、遠慮なく110番通報をお願いいたします。</p> <p>なお、碑文谷公園の最寄りの交番として学芸大学駅前交番があると承知しておりますが、増設等の要望については、警察に直接ご相談いただけますようお願い申し上げます。</p>

<p>願ひ申し上げます。次の事件が起こってからはどうにもなりません。</p>	
<p><b>【熊本地震への支援について】</b>  このたびの熊本県大地震ですが、大変心配しています。目黒区として義援金のみ募るとするのは、3.11を知っている私としては、どうしても寂しいことと思ひ、このようにご連絡した次第です。  3.11では、目黒区と気仙沼市が姉妹都市ということで、多くの職員が派遣されているとお聞きしました。目黒区から多くの一般ボランティアも東北でお手伝いしました。物資の支援も大量に行ったと聞いています。私もボランティアとして瓦礫撤去のお手伝いに行き、また、グリーンケア・アドバイザーの知見を持つ者として、東北に寄り添っていました。今回、区役所職員に聞いたところ、救援物資は目黒区役所では受け付けていないとのことですが、どうか、救援物資の募集受付と、配送ルートの確保をお願いしたいと思っています。目黒区役所に被災地から必要とされる物資を一か所に集め、まとめて定期的に被災地に届けられる対策をとっていただきたく願ひ申し上げます。バラバラに届くよりも、受け入れ先としては助かるのかと思ひます。目黒区内の企業にも声掛けていただければ、きっと支援してくれる企業や店舗が多くあるはずで、もちろん個人でも、目黒区役所に物資を送れるかと思ひます。</p>	<p>区では、熊本市から約30品目の支援物資要請を受け、4月19日に区が備蓄している飲料水、食料、紙おむつ、生理用品を4tトラック2台で熊本市に搬送いたしました。また、4月27日にはトイレトーパー、ティッシュペーパー、ゴミ袋などを7tトラックで搬送いたしました。  しかし、全国から大量の支援物資が集まったことや、現在、避難所等への配送に力を入れていることから、支援物資の搬送は休止すると熊本市から連絡を受けています。また、熊本市では、4月23日に市のホームページで、一般の支援物資について受け入れ中断をお知らせしています。  このような状況を踏まえ、本区では、熊本市等から新たな要請があるまで、当面は物資の支援を見合わせることにしています。このため、ご提案のありました救援物資の募集受付等についても、今後の要請内容に応じ、改めて検討したいと考えております。  一方、建築技術や保健師、事務など、様々な業務に必要な多数の応援職員の派遣要請をいただいておりますので、東京都や特別区が連携・協力し、現地の要請にこたえることができるよう努めているところです。  なお、熊本市では、義援金や寄付金、熊本城災害復旧支援金を募集しています。区においても、日本赤十字社を通じて被災地に届ける義援金の募金箱を区施設に設置するなど、義援金の募集を行っておりますが、今後も被災地からの要請に基づき、必要な支援に努めてまいります。</p>

《都市整備》

意 見	回 答 等
<p><b>【碑文谷公園のポニー教室の抽選方法等について】</b>  私の長女は小学1年からポニー教室でお世話になっておまして小学生の時は上級クラス、中学になって手綱操作など乗馬の腕をあげ楽しく通っておりますが、中学生の募集人数が少ないことで、中学生になってから数回抽</p>	<p>このたびは、職員の電話対応によりご不快な思いにさせてしまいましたことを、お詫び申し上げます。  ポニー教室（個人）は、ポニーに関わりながら、動物愛護の精神・思いやり・仲間と協力し合う姿勢などを身につけることを目指して、3か月間の登録制として教室運営をしています。  募集定員は145名（小学生130名・中学生</p>



<p>選に落ちました。小1の時より順調に練習を重ね上達してきてだけに、中学生の募集枠がかなり狭いことを残念に思っております上に、抽選に受かったお子さんの内訳を確認しましたところ世田谷区在住のお子さんが毎回抽選に受かり、我が家の娘を含め他にも目黒区在住のお子さんが何人も連続して落ちている事実を知りました。ポニー教室は目黒区の施設でありますから、目黒区以外にお住まいのお子さんと同じような条件での抽選というのはいかなものかと思えます。</p> <p>昨日電話で何とかご考慮いただけませんでしょうかとお願いしましたが、対応をされた職員の方は「上の者にはご意見として伝えておきますが簡単には無理だと思いますよ。」とあくまでも一区民の意見として聞かすが、という軽く扱う口調に私自身後味が大変悪いです。また責務（区民のために働くお立場）とは思えないあしらい方に残念にも思いました。次期のポニー教室は7月開講で日にちは迫っておりますがなんとかご考慮いただけませんでしょうか。</p>	<p>15名)としております。中学生につきましては、中学生向けのメニューが複数の人馬が同時に運動する「部班」を中心としていることから、参加される方に対して安全な教室運営のため、定員を15名としています。</p> <p>7月からのポニー教室(個人)につきましては、中学生の定員15名のところに23名の方から申込みを頂きました。抽選に関しましては、区内在住・在学者に対して定員の半数の優先枠を設け、抽選を行っています。6月3日に実施した中学生の抽選結果は、区内在住・在学者8名、区外7名となりました。</p> <p>このように、今回の結果が区内在住・在学者の優先枠を設けた抽選によるものであること、また、定員を増やすことについては教室運営における安全確保に支障があることから、7月からのポニー教室(個人)への参加というご要望には、申し訳ありませんがお応えすることはできません。</p> <p>引き続き、動物とのふれあいを通じた子どもたちの健全な心身の育成を手助けする施設としての運営を心がけてまいります。</p>
<p>【区道への不法投棄に対する警告文について】</p> <p>通常のごみ排出場所に物件を不法投棄された場合、都市整備部と碑文谷警察署の名前で警告文が現品に貼り付けられます。「この物件は、道路法・道路交通法に違反し、通行人や車両に多大な迷惑をかけています。所有者は速やかに撤去してください。○月○日までに撤去しない場合は、所有権を放棄したものとみなし処分します」との警告文ですが、…○月○日までに以下の文章は削除することを提案します。現状の警告では撤去しないと自動的に処分してもらえないことであり、撤去する所有者はいないと思います。結局は行政又は近隣の人が処理することになりますので警告文についてご検討いただけますようお願いいたします。</p>	<p>不法投棄に対する警告文につきましては、道路に投棄されている物件に対して、所有者が不明で放置されたとみなされた場合は、目黒区道路監督処分等処理要領に基づき警告書を当該物件に貼付し是正指導を行っています。ご意見のありました「○月○日まで～」の文章は、投棄でなく一時的に置かれている場合を想定して、所有者に対して期日を決めて撤去してもらうためのものです。また、最終的に処分するに当たり所有者の財産権の放棄についての警告も含んでいます。このことから「○月○日まで～」の表示については必要と考えています。</p> <p>なお、道路上で交通の危険がある場合や明らかにごみと判断された場合は、その場で撤去し保管しています。また、通常のごみ集積所に不法に投棄された物件については、目黒区清掃事務所で対応しております。ご意見の趣旨を踏まえて、今後も引き続き、道路の適正な管理に努めてまいります。</p>

<p>【駐輪場を増やしてほしいことについて】</p> <p>学芸大学駅前の駐輪場についてです。定期利用者ではなく、休日の昼間(月に5回ほど)出かける際に駅まで行くのに自転車を使用しています。昼間に駅前駐輪場を利用したくても満席であることがほとんどです。近隣の駐輪場も同様であるため、仕方なしに禁止だとわかった上で銀行の脇等にとめ、撤去され3000円を支払っています。とめられる前提で自転車に乗り駅まで向かっているのに、とめられず撤去料金を払いたくなければ自宅まで自転車を置きに戻れというのでしょうか。</p> <p>一般利用者で、同じような経験をしてる方は他にもいらっしゃるはずですが。人口や自転車の保有数に対して駐輪場や置ける台数が少ないのではないですか。せめて、混雑状況がわかるシステムなど、もう少し何か考えていただけないでしょうか。ぜひご検討よろしくお願いたします。</p> <p>決してタダでとめたいわけではなく、置く場所がどこにもなく、時間が限られているため、仕方なしに禁止区域に置いてしまうのです。大変心苦しいですがその点ご理解いただきたいです。</p>	<p>目黒区は、自転車問題を都市政策の緊急課題として受け止め、目黒区交通安全計画を策定し、駐輪場の整備、放置自転車への対応等を図りつつ、自転車の安全利用を推進する等の総合的な対策を進めております。このたびは、学芸大学駅周辺の区立駐輪場のご利用について、ご不便な思いをさせてしまい大変申し訳ございませんでした。</p> <p>1 駐輪場を増やすことについて</p> <p>駐輪場整備には用地の取得など困難な課題があることから、早急に整備することは難しい状況でございます。学芸大学駅周辺において、1日利用ができます区立駐輪場は、学芸大学駅東口駐輪場(以下「東口駐輪場」という。)、学芸大学駅西口第二駐輪場(以下「第二駐輪場」という。)の2か所があります。平日は、東口駐輪場は9時頃から16時頃まで、第二駐輪場は、10時半頃から15時頃まで満車になる状況です。また、休日は、東口駐輪場は11時頃から14時頃まで満車になる状況ですが、第二駐輪場は満車になる状況にはならないため、東口駐輪場の管理員が第二駐輪場の利用をお願いしております。</p> <p>今後、1日利用、定期利用の収容台数の見直しについて検討をしております。</p> <p>2 駐輪場の利用状況の表示について</p> <p>平成29年3月を目途に、区立駐輪場を管理・運営しております指定管理者が区立駐輪場についてスマートフォン等により、1日利用の機械式駐輪機を設置している区立駐輪場の位置、利用状況を検索できるシステムの導入を予定しております。しかしながら、学芸大学駅周辺の1日利用の区立駐輪場の場合、機械式駐輪機を設置していないためこのシステムの対象外となります。満車の場合、今までどおり駐輪場入口に満車の看板を置きお知らせすることになります。</p>
---	---

《住宅》

意見	回答等
<p>【区立高齢者住宅空室待について】</p> <p>①去る2月上記の募集に応募し、残念ながら補欠の4位(6世帯のうち)という結果。立退きを迫られていましたのでやむなく次の住所を懸命に捜している次第です。補欠の場合、空待の資格に現住所を移した場合、資格はなく</p>	<p>目黒区立高齢者福祉住宅は、住宅に困窮する高齢者の方に住宅を提供しておりますが、現在多くの方が入居をお待ちの状況です。高齢者福祉住宅の申込みにつきましては、目黒区立高齢者福祉住宅条例で、「現に住宅に困窮していること」を、高齢者福祉住宅を使用する方の資格の一つとして規定しております。条例に定める「現に住宅に</p>

<p>なると言われました。住宅法何条…とありましたが、区営住宅の場合は区外転居以外は連絡（住所変更しても）するだけで資格はあるとのこと。高齢者住宅と区営住宅は何故違うのか。長く目黒のためにと微々たるものですが頑張ってきました。70歳過ぎた老夫婦、年金暮らしの老人にとって区外転居しか道はないのか。区長のモットーとされている、住みよい目黒住み続けたいまち、ずっと応援し続け又応援させてもらいます。頑張ってください。そして上記の件、どうぞよろしく願います。</p> <p>②区営住宅の募集があると思いますが、福島からの人達を迎えられるとのこと。すばらしいと思います。三宅島の方達の時も住宅内で交流を図り応援させてもらいました。地域者優先の域を図ってください。</p>	<p>困窮していること」とは、現に居住している住宅からの立退きを迫られていることや、住宅環境が劣悪であり、かつ自分で代替の住宅を確保できないことをいいます。従いまして、住居を変更された場合は、現に居住している住宅から立退きを迫られているという状況等から回避されているため、住宅に困窮している要件がなくなったと判断させていただいております。高齢者福祉住宅は、他の区営住宅に比べて、身体状況や住環境などが厳しい状況にある方へ入居のご案内をさせていただき仕組みとさせていただいているためです。</p> <p>また、ご存知のとおり、区営住宅につきましても入居希望者が大変多く、抽選倍率が高くなっており、希望されても入居が難しい状況でございます。公営住宅として区民の方々への公平性を保つ上で、地域による差を設けることは困難と考えますので、ご理解をいただければと思います。</p> <p>なお、東日本大震災や三宅島噴火時の避難者の受入住宅は、区営住宅ではなく区民住宅や従前居住者用住宅の空き室を活用しております。</p>
---	--

《環境・清掃》

意見	回答等
<p><b>【路上喫煙対策について】</b></p> <p>学芸大学駅周辺の禁煙についてです。商店街での歩きたばこや商店街より一本外れた道での喫煙が目立ちます。</p> <p>今年の2月末に気胸を患ったため少しでもたばこの煙等を吸いたくありません。正直なところ臭いを嗅ぐのも不快に思います。自分が喫煙所の近くを通ったりしているならしょうがないのですが、禁煙と決まっているところではやめていただきたいです。完璧に無くすと言うのは難しいと思いますが、ルールで決めている以上完璧に無くして下さい。また、喫煙者が減らない理由として思ったことは「駅周辺は禁煙です。」等の標識等の数も少なく、大きさも小さく確認しづらい所にあると感じました。なので、その辺りから徹底して駅周辺での喫煙所以外での喫煙を無くすようお願いいたします。商店街等には小さな子どもが多くいます。その</p>	<p>「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例」では、環境美化の観点から、公共の場所での歩行中の喫煙を禁止するとともに、学芸大学・中目黒・都立大学・自由が丘駅周辺を「路上喫煙禁止区域」に指定し、この禁止区域内の路上等では、区が設置した指定喫煙所を除き、立ち止まっただけの喫煙も禁止しています。</p> <p>各路上喫煙禁止区域では、路上シートや立看板、電柱巻き広告等で、路上喫煙禁止であることを周知しておりますが、設置場所が限定されている等のために、表示が十分でないというご指摘もいただいております。このため、歩行喫煙禁止等の啓発用シールやプレートを区民の方にご自宅の前等に貼付していただくよう、区民の皆様にもご協力いただいております。</p> <p>また、区報や区公式ホームページ、キャンペーン等で、「めぐろたばこルール」(①たばこのポイ捨てや歩きたばこは区内全域で禁止、②路上喫煙禁止区域内では指定喫煙所以外の路上での喫煙は禁止、③指定喫煙所では灰皿周辺のエリア内で喫煙する)の周知を進めています。路上喫煙禁止等のためには、今後も継続した啓発やパトロール</p>

<p>子たちにも悪影響をおよぼします。</p>	<p>の強化が必要と考えております。ご意見も踏まえ、喫煙者のマナー向上を促し、喫煙者と非喫煙者の共存できる地域を目指してまいります。</p>
<p><b>【ごみ収集について】</b>        ごみ収集時間についてです。ごみの収集時間を現在の夜間収集へ希望いたします。現在、福岡市では夜間収集を実施しており防犯上や戸別収集、カラスの被害の予防に大変役立っているようです。        ご検討よろしく願いいたします。</p>	<p>福岡市での夜間収集は、カラス対策に有効であることや収集車両が交通渋滞に巻き込まれずに効率的な収集が可能であること、防犯対策にも効果がある等のメリットがあると聞いております。        特別区内でも一部繁華街等で夜間収集をしているところもございますが、住宅地においては、近隣区で夜間収集実験を行ったところ、福岡市と同様のメリットが住民アンケートであったとのこと。一方で若年層からは「生活時間にあっていない」、高齢者層から「足元が暗く危ない」「騒音が気になる」、女性から「夜間の外出は不安」、その他「放火が心配」との意見も見られたとのことでした。        また、回収経費が昼間回収に比べ三割増しになるとの試算も出ていたり、特別区は、清掃一部事務組合が委託会社を一括契約して車や人材の確保をしている関係から夜間収集の会社を確保することが難しいこと、清掃工場などの受入態勢への影響など問題点もあるとのこと。        こうしたことから、今後地域特性等に即した収集のあり方を検討していく際には、メリット・デメリットを考慮しながら研究課題の一つとさせていただきます。</p>

《区民生活》

<p>意 見</p>	<p>回 答 等</p>
<p><b>【区役所営業時間について】</b>        平日17:00までは最近のライフスタイルに合致せず、極めて不便である。また土日の対応が月に1日であることも他の区に比較し、不便すぎる。        至急見直しを。</p>	<p>平日午後5時以降及び土日における窓口の開設についてですが、開庁には一定の経費が必要であり、その費用をどのように捻出することができるか、また必要な人員を確保することは可能かなど、様々な課題がございます。さらに区民の皆様の税金を効果的・効率的に使わせていただく観点からも、どの程度の利用が見込まれ、経費はどの程度必要のかなど総合的に検討する必要もございます。        目黒区では、区民の皆様の利便性を高めるため、住民票の写しや印鑑登録証明書等の交付について、戸籍住民課及び目黒駅行政サービス窓口で平日は午後7時まで、毎週土曜日・日曜日は午前10時から午後4時30分まで窓口を開設しております。</p>

	<p>また、各種手続きの利便性を高めるため、毎月第4日曜日には転入・転出等の手続き、3月末と4月当初の土曜日・日曜日には転入・転出及び国民健康保険の加入・脱退等の手続きについて、臨時窓口を開設しております。また、国民健康保険料及び区民税等の納付・納付相談については、ご利用が集中する時期の土曜日・日曜日（年4回程度）に臨時窓口を開設しております。</p> <p>平日夜間や土日に窓口を開設することは区民サービスの向上に寄与するものと認識しておりますので、上記のとおり一部窓口を開設しているところですが、常設することは困難な状況にございます。</p> <p>なお、個人番号（マイナンバー）カードの取得が必要になりますが、証明書を交付できる場所及び取扱い時間を拡充するため、平成28年2月からコンビニエンスストアでの住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の全部事項証明書等の交付を開始いたしました。また、住民票の写し等の各種証明書については、郵送でもご請求いただけます。このほか、ご自宅で手続きができるよう、粗大ごみ受付など一部の業務ではインターネットによる電子申請も実施しているところでございます。</p>
<p><b>【確定申告の書類の提出方法を元に戻してほしいことについて】</b></p> <p>今年の所得税の確定申告書の提出方法は、従来と異なり、「郵送または税務所に持参」となっています。</p> <p>従来は区役所の出先機関だったものが、4～5年前から西部地区サービス事務所に変わり、今年は直接、目黒税務署へととなりました。郵送という手段もありますが、控えの受け取り方などが面倒です。</p> <p>従来は提出先で控えにハンコを押してもらって返してもらって、大変楽でよかったです。従来の方式に戻せないのでしょうか？</p> <p>今年は仕方なく、控えへ受領印を押してもらおうのは諦めて、控えは自宅そのまま保管し、「正」だけを郵送することにしました。それでも、大きくて重い郵送物になり、夫婦二人分で数百円の出費になると思うので、気に入りませんが、その分、食費を節約しよう</p>	<p>マイナンバー制度の開始に伴い、マイナンバーを含む個人情報については、個人情報保護の観点から、これまでよりも厳格に取扱うこととされています。マイナンバーに関する法律で、マイナンバーを含む個人情報（「特定個人情報」といいます。）は、その業務を行う部署以外は、基本的に取扱うことができなくなりました。</p> <p>お尋ねの確定申告書の受付についてですが、平成28年分の確定申告書より、マイナンバーの記載が必須になりました。そのため、確定申告書が特定個人情報にあたることから、税に関する部署以外での取扱いができないため、今年から地区サービス事務所での受付を行わないこととしたものです。</p> <p>ご面倒をおかけしますが、特定個人情報保護の観点から取扱いを変更したものですので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p>

<p>と思っています。来年はできれば、従来の方式（一番古い方式）に戻してして下さい。</p>	
--	--

《行財政》

<p style="text-align: center;">意 見</p>	<p style="text-align: center;">回 答 等</p>
<p>【ふるさと納税に対する返礼品について】</p> <p>友好都市の物産を返礼品に加えれば良いのではないか。実際、納税先の物産かと思ったら、断り無く、勝手に他県の物産をふるさと納税の返礼品にして送っているところも多い。アイデア不足である。</p>	<p>ふるさと納税は、生まれ育った自治体や応援したい自治体への寄付ができる制度として創設されたものですが、各自治体が用意した豪華な返礼品目当ての寄付が増えるなどして、ご指摘をいただいた新聞記事にあるとおり、そのあり方が問題となっているところです。</p> <p>本区も含めて、東京23区では、「ふるさと納税は本来の趣旨に立ち返って考えるべき」と、主張しています。過日、行われた東京都知事との意見交換会の中でも、区長から、豪華な返礼品による自治体の寄付獲得競争の是正について、東京都もともに取り組んでもらいたい旨を述べさせていただきました。しかしながら、現実の問題として、今年度の区税収入に影響を与えるふるさと納税の額は約6億円となり、税収の流出抑制に向けて何らかの対策をとる必要があることも事実です。</p> <p>本区としては、まずは、ふるさと納税の本来の趣旨である、目黒区を好きになって本区を応援していただけるよう、施策の充実を図っていくことが大切であると考えています。現在、いただいた寄付の使い道としては、区内の桜の保護・植替え等の保全活動や、特別養護老人ホームや児童館など区の社会福祉施設の整備に活用することなどを紹介していますが、「目黒区を応援したい」と思っていただけ分野をもっと増やし、寄付の使い道をわかりやすく案内していきたいと考えています。</p> <p>また、返礼品につきましても、いただいたご意見を参考に、区としてどのような対応ができるか調査・研究してまいります。</p>

《その他》

<p style="text-align: center;">意 見</p>	<p style="text-align: center;">回 答 等</p>
<p>【授乳室の増設について】</p> <p>区役所の授乳室を利用させていただくことがあります。1つしかないため常に順番待ちをしています。小さな</p>	<p>まず、総合庁舎をご利用の際に、ご不便な思いをされたことにつきましてお詫び申し上げます。</p> <p>さて、総合庁舎では本館2階の保育課窓口横に授乳室がございますが、別館2階の「ほ・ねっと</p>

<p>スペースで構わないので授乳室を増やしていただけないでしょうか。個室になっていなくても、男性入室不可の共有スペースがあれば助かります。</p>	<p>ひろば」内にも授乳コーナーを設けてございます。「ほ・ねっとひろば」は月曜日から土曜日の午前10時から午後4時まで開設しておりますが、職員が常駐する午前9時15分から午後5時30分まで授乳コーナーをご利用いただくことができます。</p> <p>このように本館2階の授乳室以外にも授乳コーナーを設けておりましたが、本館2階の授乳室に「ほ・ねっとひろば」の案内が掲示されておりましたので、改めて案内を掲示するようにいたします。</p>
<p><b>【職員の対応について】</b></p> <p>今、区役所の職員と電話で話をした。とても感じがよく、担当以外の質問についても該当する所管課を適切につないでくれた。とても嬉しかったので区長へ直接伝えたいと思い、電話した。私は、最近目黒区に転入したが、近隣住民の方も区の職員の方もとても親切である。特に、女性がとてもやさしい。今後も変わらずどの方にも親切に、高齢者へもわかりやすい説明を職員の方にしていただきたい。</p>	<p>※匿名のため回答なし</p>

## 10 区民との懇談

区民と区長が、まちづくりの課題等について、直接、意見交換することにより相互理解を深め、より一層区民の声を区政に反映することを目的に「区民と区長のまちづくり懇談会」を実施した。

28年度は、区政の重要課題をはじめ、各地区等からの地域の課題や区政への意見、質問をもとに、区民の皆さんが日々の生活で感じていることや考えていることを幅広く伺いながら懇談を行った。

### (1) 開催状況

#### 【開催日時・参加人数】

日 時		地 区	会 場	参加人数 (人)
平成 28 年 10 月 17 日(月)	午後 6 時 30 分～ 8 時 30 分	東部地区	高齢者センター	32
19 日(水)		南部地区	目黒本町社会教育館	26
21 日(金)		北部地区	東山社会教育館	55
25 日(火)		中央地区	中央町社会教育館	29
27 日(木)		西部地区	緑が丘文化会館	55
30 日(日)	午後 3 時～5 時	全 区	目黒区総合庁舎	59
合 計		6 会 場		256

#### 【区側出席者】

区長、副区長、企画経営部長、区民生活部長、各地区サービス事務所長、区民の声課長、及び関係する管理職

### (2) 意見等の件数

#### 【目黒区基本構想で定めた基本目標別意見等の件数】

(件)

豊かな人間性をはぐくむ 文化の香り高いまち	3
ふれあいと活力のあるまち	18
ともに支えあい 健やかに安心して暮らせるまち	20
環境に配慮した 安全で快適なまち	38
その他の意見	23
合 計	102



### (3) 区民との懇談の傾向

後日文書で寄せられた意見も含め、件数で102件の意見・要望・提案等があった。

「環境に配慮した 安全で快適なまち」に関するものが38件と最も多く、全体の約37%を占めた。

## 1 1 世論調査

広聴活動の一環として、区民生活の実態及び区政各分野についての意向等を把握し、今後の区政運営の参考にするため、3年ごとに世論調査を実施している。

直近では、平成26年度に実施（第44回）しており、第45回は平成29年度に実施する予定である。

## 1 2 区民相談

区民の生活向上と福祉の増進を図るため、区民等を対象に下表のとおり各種相談を行った。

### (1) 平成 28 度区民相談実施日時、種別

相談名		相談日時		相談員
一般相談		月～金	午前8時30分～ 午後5時	区職員
専門 相談	法律	毎週水 第1・2・5木	午後1時～4時	弁護士
		第3木	午前9時～12時	
		第4木	午後6時～8時	
	税務	第1～第4火	午後1時～4時	税理士
	不動産取引	第2・第4月		宅地建物取引士
	登記・成年後見制度	第3月		司法書士、土地家屋 調査士
	年金・労務	第3金		社会保険労務士
	行政書士	第1月		行政書士
	こころ	毎週金		心理カウンセラー
	行政	第1月		行政相談委員
	少年	第3火		警視庁世田谷少年セ ンター職員
	外国人	英語 月～金	午前9時～12時、 午後1時～5時	公益財団法人目黒区 国際交流協会
		中国語 月・火・水・金	午前10時～12時、 午後1時～5時	
ハンガル 第1・3木		午前10時～12時、 午後1時～5時		
タガログ語 第2・4木		午前10時～12時、 午後1時～5時		

## (2) 平成 28 年度区民相談実績

相 談 名		相談日数	相談件数
一 般 相 談		243	2,148
専 門 相 談	法律	102	1,103
	税務	46	239
	不動産取引	24	123
	登記・成年後見制度	12	79
	年金・労務	12	15
	行政書士	11	8
	こころ	50	73
	行政	11	2
	少年	12	0
	外国人	243	3,085
	合 計	766	6,875

## (3) 平成 28 年度一般相談内訳

相談内容	相談件数	構成比
借地・借家	148	6.9%
私道・境界・相隣	130	6.1%
不動産取引	104	4.8%
相続	382	17.8%
家庭	210	9.8%
こころ	174	8.1%
消費者	89	4.1%
金融	13	0.6%
国・都	78	3.6%
区他部課	293	13.6%
その他	527	24.5%
合 計	2,148	100.0%

※ 構成比の合計は算出時の端数計算上 100%にならない場合がある。

## (4) 区民相談の傾向

平成 28 年度の一般相談の受付件数は 2,148 件で、27 年度の 2,172 件と比べると、24 件の減となった。主な内容としては、「相続」に関するものが最も多く、次いで「家庭」、「こころ」に関するものが増えている。

また、専門相談は、外国人相談を除くと法律相談が最も多く、次いで税務相談、不動産取引相談の順に増えている。

### 1 3 区政資料室（区政情報コーナー）

区政資料室は、区政に関する資料（区政資料）を効果的に活用し、区民への情報提供の推進と職員の効率的な職務執行に資することを目的として昭和57年1月に設置されたもので、区政資料の総合的な収集保管と、これらの資料の閲覧・貸出しや相談等の業務を行っている。

現在は、閲覧スペースを指す「区政情報コーナー」の名称で区民や職員に親しまれている。

#### （1）開室時間

月曜日～金曜日（祝休日・年末年始（12/29～1/3）を除く）  
午前9時～午後5時

#### （2）主な業務

- ① 区政資料の収集・保管
- ② 区政資料の閲覧・貸出し・相談（レファレンス）・頒布
- ③ 地区サービス事務所、区立図書館等への区政資料に関する情報提供

#### （3）主な業務の実績

##### ① 蔵書冊数（平成29年3月31日現在）（冊）

資 料	開 架	4,589
	閉 架	6,767
小 計		11,356
雑 誌		0
合 計		11,356

##### ② 利用者数・貸出件数

月別 項目		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
		利用者数 (人)	一般	589	503	621	521	538	528	486	471	346	409	492
職員	59		48	57	58	68	62	58	53	46	47	65	70	691
計	648		551	678	579	606	590	544	524	392	456	557	562	6,687
貸出件数		2	2	7	28	10	7	4	17	1	17	9	6	110

## 1 4 発行物

### (1) 目黒区くらしのガイド 2015年11月発行

区民生活の利便性向上のため、区の施策や事務事業を中心に、生活関連情報を分かりやすくまとめた冊子を発行し、戸籍住民課、地区サービス事務所などで主に転入者に配布するほか、図書館など区民利用の多い施設にも置き希望者に配布している。

27年度は、25年度に区の独自発行を行ったものを改訂し配布した。(A4判、118ページ〈うち広告掲載部分8ページ〉、70,000部発行(2年度分)。27年11月発行)

電子書籍版を目黒区ホームページに掲載した。

### (2) 外国語便利帳(目黒リビングガイド 2015)

外国人区民の生活利便性向上のため、区の施策、事務事業、生活関連情報等を分かりやすく説明した英語・中国語・ハングル・日本語の4か国語併記の冊子を発行し、戸籍住民課窓口や外国人相談窓口、目黒区国際交流協会(MIFA)などで配布している。

(A4判、154ページ、5,500部、27年3月発行)

### (3) 施設案内図

区立施設や区内主要施設等の状況を把握し、当該施設等の利用等に際し利便性の向上を図るために、区内にある施設等を掲載した案内図を作成し、戸籍住民課、地区サービス事務所などで主に転入者へ配布している。

(A1判、8つ折(A4判仕上げ)、45,000部、29年3月発行)

### (4) 区勢要覧(平成28年版)

区政に関する28年の統計資料等をまとめた冊子を、庁内印刷により発行した。

(A4判、102ページ、1,050部、29年3月発行)



**広報・広聴 1年の記録 No.49**

平成29年8月発行

発行 目黒区

編集 目黒区企画経営部区民の声課

〒153-8573 目黒区上目黒2丁目19番15号

電話 03-5722-9416 (直通)